

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

家計急変世帯分

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯に対する給付
(10万円/1世帯)のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、令和4年1月以降の収入が減少し、世帯全員の収入が住民税均等割非課税相当の額以下となる世帯を支援する給付金です。

給付金の支給額

1世帯あたり10万円

※住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金との併給はできません。

申請期限

令和4年 **9月30日** (金) まで

対象となる世帯

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和4年1月以降の収入が減少し「住民税均等割非課税相当」の収入(所得)となった世帯

※詳しくは、裏面をご覧ください。

問合せ・相談窓口

【コールセンター(電話相談窓口)】

● 内閣府住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金コールセンター

受付時間 午前9時～午後8時(土・日曜日、祝日も対応)

電話番号 **0120-526-145**

● 日上市非課税世帯等臨時特別給付金コールセンター

受付時間 午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日、祝日も対応)

電話番号 **050-3354-0180** FAX **0294-33-5400**

【相談窓口】

受付場所 日上市役所1階 101号会議室

受付時間 午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日、祝日は午前9時～午後5時)

収入の要件

令和4年度分住民税均等割が課税されている世帯全員のそれぞれの収入(所得)が、住民税均等割非課税相当であることが必要です。

年収換算した額が限度額以下のとき非課税相当となります。

令和4年1月以降の
任意の1か月分の収入額 × 12か月

≦

住民税均等割非課税相当
収入(所得)限度額



扶養人数	非課税相当所得限度額	非課税相当収入限度額 (給与収入ベース)	非課税相当収入限度額 (給与収入ベース)
	限度額	限度額(月額)	年収換算
単身世帯等 扶養無し	42.0万円	~80,830円	~97.0万円
扶養1人	92.9万円	~123,250円	~147.9万円
扶養2人	124.9万円	~158,250円	~190.0万円
扶養3人	156.9万円	~196,250円	~235.6万円
扶養4人	188.9万円	~234,650円	~281.6万円
障害者、未成年者、寡 婦、ひとり親の場合	135.0万円	~170,250円	~204.3万円※

※これを超える場合は、上記の被扶養者の人数に応じた区分を適用

その他の要件

- 世帯全員が、住民税が課税されている他の親族等の扶養を受けてる世帯は、対象となりません。
- 収入の減少が、新型コロナウイルス感染症の影響でない場合は、対象となりません。
- 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給を受けた世帯は、重複して支給を受けることはできません。
- DVや虐待等により避難している方は、要件が異なる場合がありますので、ご相談ください。
- 世帯の中に、租税条約による免除の適用を届け出ている者がいる場合は、対象となりません。

申請手続き

- 申請日時時点で住民票のある市町村(DVや虐待等により避難している方は、避難先の市町村)に申請してください。
- 審査対象となる収入は「給与収入」「事業収入」「不動産収入」「公的年金(非課税年金を除く)」です。収入がわかる資料や証明を提出してください。